

表 ベルギー当局「森林破壊防止のためのデューデリジェンス義務化に関する規則」説明会の概要

1. 検査の説明

NO	項目	内容
1	検査体制	・EUTR（EU Timber Regulation）に基づき実施してきた検査を森林破壊防止規則（EUDR）対象品目に拡大 ・ DDの内容が正しいか検査
2	DD（デューデリジェンス）	・情報収集、リスク評価、リスク緩和措置について 定型はない
3	情報収集要件（第9条）	・ 「森林減少フリーであることを証明する情報」および「生産国の関連法規に基づいて生産されたことを示す情報」については 、あいまいな部分もあり、 「これなら間違いない」という確実な正解はない
4	リスク評価（第10条）	・原則として、それぞれのリスクについて、その評価が必要。評価の必要がないと判断するリスクについては、理由が必要 ・ 評価には利用可能なリソースを活用する （EUDRの ウェブサイト 、報道、NGOの報告書、腐敗認識指数（CPI）など既存の指標、機関の認証など）
5	リスク緩和措置（第11条）	・目標はリスクがゼロもしくは無視できる程度にするようどのような努力ができるかを特定することにある。より信ぴょう性のある情報をサプライヤーに請求する、第三者による監査を受ける、認証を取るといった作業が必要になるが、 「リスクを減らす」という目的をどこまで追求しているかが鍵 となる
6	検査	・ 検査はターゲット企業を絞って行う 。ターゲットを絞る基準は ・生産・製造国のリスクの大きさ（ベンチマーク） ・NGOの報告書などの公開情報にある指摘など ・他国の当局機関や国際的なパートナー（インターポールなど）からの情報 ・TRACES内の情報、税関当局からの情報 など ・ 検査のプロセスはEU木材規則（EUTR）と類似。EUTRでは、対象企業にメールでコンタクトし日程を調整し、訪問、サンプル検査
7	罰則	EUTRに準じたプロセスが採用される予定。企業に是正を要請しても改善が見られない場合には行政裁判所の管轄となる。（EUTRでは過去2件）

2. ITシステムの説明

NO	項目	内容
1	タイムスケジュール	・システムは12月に実装。トレーニングの日程やチュートリアルビデオなどは↓参照 https://green-business.ec.europa.eu/deforestation-regulation-implementation/deforestation-due-diligence-registry_en
2	DDS提出のタイミング	・原則として、 輸出・輸入の場合には通関前、域内での加工・製造の場合にはサプライヤーとクライアントとの契約時
3	ITシステムへの入力	・「TRACES」の中に組み込まれる入力システム（API）に入力 ・商品名、事業者名、地理情報（GeoJson）、数量などを所定の画面に入力し、最後にサイン
4	地理情報	・ 第三者の閲覧を可能とすかどうか選択ができる ・システム上、受入れ不可のものもある（ポリゴンの真ん中の情報が抜けている「ドーナツ状」の画像など。この場合にはポリゴンを2つに分ける必要）
5	入力上限	・1回当たりのアップロードには、件数やファイルサイズに上限あり ・DDSリファレンスのエントリー数：1 DDS当たり最大2000 ・入力可能な製品数：1DDS当たり最大100 ・入力可能な学名数：1製品あたり最大500 ・入力可能な生産地数：1製品あたり最大1000 ・入力可能な生産地数：1DDSあたり最大10000 ・地理情報データ：1DDSあたり最大25Mb

3. 税関手続きの説明

NO	項目	内容
1	EUDRの適用	・ 通関時に適用 （保税倉庫での保管などには適用されない）＝ DDSの申告は輸出入通関前に行われる必要 ・税関ではCNコードによって識別。 数量や価値には関係なく、すべての市場投入に適用（サンプル含む）
2	適用外となる場合とそのコード	・付属書1に記載されていないもの又は付属書1にあるが対象品目を使用していないもの（Y129） ・EUDR施行日（2023年6月29日）より前に生産されたもの（Y132） ・ライフサイクルを終えた材料のみで製造され、中古品として用いられなければ廃棄されたもの（Y133） ・非商業目的でEU市場に供給されるもの（Y142） など（このほかY141（一定の中小企業による特定の木材製品の輸出入）も適用除外） ・ 上記適用除外措置の対象となるかどうかを判断するのは税関ではなくEUDR管轄当局
3	税関の役割	・税関申告書に有効なDDS番号が記載されていることを確認 ・EUDR当局（ベルギーおよびEU加盟国の当局）のリスク基準に従って、疑わしい荷物の検査を実施 ・ EUDR違反かどうかはEUDR管轄当局の判断 （違反の場合の輸出入の拒否など、税関は当局の決定に従う）
4	その他	・EUDRに関する税関関連の情報はHPでも掲載する予定

4. 説明会資料（フランス語およびオランダ語）

開催日	対象品目・説明資料リンク
2024年10月24日	コーヒーおよびカカオ
2024年10月25日	天然ゴム
2024年11月6日	大豆およびパーム油
2024年12月13日	牛肉
2025年1月30日	木材

（注）EUDRの概要については、以下のサイトを参照。
<https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100763766.pdf>
（出所）説明会資料および聞き取りを基に作成